**改葬許可申請の手続きについて**

「改葬」とは、お墓又は納骨堂に納められているお骨を、別のお墓又は納骨堂に移動させることをいいます。改葬を行うためには、現在お骨が納められているお墓又は納骨堂を所管する市区町村が発行する「改葬許可証」が必要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　（墓地、埋葬等に関する法律第二条第三項、第五条、第八条）

**◎改葬の手続きをはじめる前に**

* 現在、お骨を納めているお墓又は納骨堂の所在地が茅野市以外の場合は、茅野市ではお手続きできません。改葬手続きは各市区町村で異なる場合がありますので、申請方法や必要書類については改葬元の市区町村役場に直接お問い合わせください。
* 改葬にあたって、あらかじめ移動先のお墓又は納骨堂を決めておく必要があります。
* 現在、お骨を納めているお墓又は納骨堂の管理者に改葬を行うことをあらかじめ伝えておきましょう。
* 親族間でのトラブルの原因になることがあるようです。改葬前に親族間で話し合うことをおすすめします。

**◎改葬の手続きの流れ**❢改葬許可証の交付手数料は無料です。

1. **改葬許可申請書の入手**

・改葬許可申請書は茅野市役所市民課戸籍係の窓口でお受け取りください。ホームページからダウンロードすることも可能です。お骨1体につき申請書が1枚必要です。

1. **改葬許可申請書の記入**

・改葬許可の申請者は、改葬先（移動先）の墓地等の使用者※1です。申請者と墓地使用者が異なる場合は、墓地使用者の承諾が必要です。申請書の承諾欄に記入を依頼してください。

・死亡者に関する欄は、わかる範囲で詳細にご記入ください。不明な事項は空欄にせず「不詳」と記入してください。

・埋葬・納骨の事実を証明する欄につきましては、現在の墓地等の管理者に記入を依頼してください。

1. **改葬許可申請書の提出**

・申請書の記入が終わりましたら、下記の書類を茅野市役所市民課戸籍係に提出してください。申請者本人が来庁できない場合は、委任状が必要です。

　　　　　●手続きに必要なもの　　※⑥⑦については必要な方のみ

1. 改葬許可申請書
2. 改葬先の墓地等の管理者の証明（「受入証明書」または「墓地使用許可証」「永代使用許可書」等）
3. 申請者の本人確認書類※2
4. 申請者と死亡者の続柄が確認できる書類（戸籍・除籍謄本、家系図等）
5. 印鑑（申請書に訂正がある場合に使用します）

※⑥　委任状および代理人の本人確認書類※2

（申請者以外の者が、申請書の提出や証明書の受領をおこなう場合）

※⑦　返信用封筒　（証明書の受領を郵送で希望する場合）

1. **改葬許可証の交付（申請から数日かかります）**

・提出いただいた改葬許可申請書の内容を確認して、改葬許可証を交付します。改葬許可証ができましたら、ご連絡いたしますので、本人確認書類※2を持参のうえ、市民課窓口でお受け取りください。委任状をご提出いただいている場合に限り、代理人による受領も可能です。

1. **改葬**

・改葬元の墓地等からお骨を引き取ります。改葬先の墓地等に改葬許可証を提出し、改葬します。

※１ 墓地等の使用者（墓地使用者）・・・墓地等の管理者からお墓又は納骨堂を使用する許可を受けた人（名義人）。

※２ 本人確認書類・・・運転免許証、マイナンバーカード等の官公署の発行した顔写真付き身分証明書、健康保険証、

年金手帳、年金証書、その他市長が適当と認めるもの。

茅野市役所　市民課戸籍係　0266-72-2101（内線252）